

衆議院 第一百八十回国会 国土交通委員会 議 録 第 十 二 号

平成二十四年七月二十七日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 伴野 豊君

理事 阿知波吉信君 理事 川村秀三郎君

理事 辻元 清美君 理事 若井 康彦君

理事 金子 恭之君 理事 山本 公一君

理事 小宮山泰子君 理事 畑 浩治君

理事 富田 茂之君 理事 哲男君

理事 奥田 建君 理事 小泉 俊明君

理事 熊田 篤嗣君 理事 坂口 岳洋君

理事 古賀 一成君 理事 高橋 英行君

理事 高木 義明君 理事 筒井 信隆君

理事 津島 恭一君 理事 橋本 清仁君

理事 中川 治君 理事 福田 昭夫君

理事 初鹿 明博君 理事 谷田川 元君

理事 向山 好一君 理事 吉田おさむ君

理事 柳田 和己君 理事 秋葉 賢也君

理事 赤澤 亮正君 理事 金田 勝年君

理事 小淵 優子君 理事 佐田玄一郎君

理事 北村 茂男君 理事 林 幹雄君

理事 徳田 毅君 理事 望月 義夫君

理事 福井 照君 理事 竹内 譲君

理事 古賀 敬章君 理事 中島 隆利君

理事 穀田 恵二君 理事 中島 正純君

理事 柿澤 未途君 理事 羽田雄一郎君

理事 中島 政希君 理事 中塚 一宏君

国土交通大臣 柳澤 光美君

内閣府副大臣 奥田 建君

経済産業副大臣 吉田おさむ君

国土交通副大臣 横光 克彦君

国土交通副大臣 津島 恭一君

環境副大臣

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官 室井 邦彦君

政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 土屋 知省君

政府参考人 (国土交通省総合政策局長) 中島 正弘君

政府参考人 (国土交通省都市局長) 加藤 利男君

政府参考人 (国土交通省水管理・国土 関 克己君

政府参考人 (国土交通省住宅局長) 川本正一郎君

政府参考人 (国土交通委員会専門員 関根 正博君

委員の異動

七月二十七日

辞任

佐田玄一郎君 補欠選任

二階 俊博君 秋葉 賢也君

柿澤 未途君 金田 勝年君

同日

秋葉 賢也君 補欠選任

金田 勝年君 佐田玄一郎君

同日

理事小宮山泰子君同日理事辞任につき、その補

欠として畑浩治君が理事に当選した。

七月二十六日

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航

行に関する法律の一部を改正する法律案(内閣

提出第四五号)

雨水の利用の促進に関する法律案(国土交通委

員長提出、参法第二九号)(予)

同日

雨水の利用の促進に関する法律案(参議院提

出、参法第二九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

委員派遣承認申請に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

都市の低炭素化の促進に関する法律案(内閣提

出第四三三号)

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航

行に関する法律の一部を改正する法律案(内閣

提出第四五号)

○伴野委員長 これより会議を開きます。

理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事小宮山泰子君から、理事辞任の申し出があ

ります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伴野委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りい

たします。

ただいまの理事辞任に伴う理事の補欠選任につ

きましては、先例により、委員長において指名す

るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伴野委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

それでは、理事に畑浩治君を指名いたします。

○伴野委員長 内閣提出、都市の低炭素化の促進

に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として国土

交通省総合政策局長中島正弘君、都市局長加藤利

男君、水管理・国土保全局長関克己君、住宅局長

川本正一郎君及び警察庁長官官房審議官土屋知省

君の出席を求め、説明を聴取したいと存じま

すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伴野委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○伴野委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。阿知波吉信君。

○阿知波委員 民主党の阿知波吉信です。

それでは、都市の低炭素化促進の法律につきま

して御質問いたします。

福島原発事故以来、我が国は、化石燃料への

依存度が高まり、それに伴って二酸化炭素の排出

量がふえております。ですから、この法案に対す

る必要性は高まっておりますが、改めて、大

臣、本法案の目標、そして目標達成時の効果につ

いてお答えいただきたいと思っております。

○羽田国務大臣 本法案は、地球環境に優しい暮

らし等の新しい視点からまちづくりに取り組んで

いくための第一歩を築いていくものと考えており

ます。

このため、本法案においては、一つでも多くの

市町村に取り組んでいただけるよう、各市町村に

対して二酸化炭素の削減目標の定量的な設定を課

すのではなくて、まずは、身近な成功事例の一つ

でも多く形成し、その普及を図ることを目指して

おります。

○阿知波委員 この法案は、都市部ないし市街地

において非常に特例措置が講じられます。例え

ば、駐車場の整備とか公共機関に対しては規制緩

和のようなもの、それから、民間事業者が建てる

ビルも、店舗とか病院とか保育所とか共同住宅が集約されますと社会資本整備交付金があります。補助金のようなものがおりていくわけです。また、低炭素の住宅については税制の特例措置がございいます。都市部ないし市街地です。

そうしますと、やはり都市部に経済的な恩恵が集まり、民間の投資が集まり、結局、人口集中がもたらされるのではないかと懸念がございいます。一方では、農村ですとか中山間地、離島といった条件不利地域、こういうものも必要だというふうに思います。

ですから、地域の格差とこういうエネルギー使用の効率ということについて、私、懸念を持っておるんですが、その辺につきまして大臣の御見解を伺いたいと思います。

○羽田国務大臣 本法案に基づきまして、都市機能の集約化をどのように進めていくかについて、各地域の実情に応じ、市町村が判断することとなりますけれども、地域の活力にかかわる機能を全て都市部に集約することを狙いとするものではなくて、地域全体として都市の経済活力や地域の活力が維持されるような持続可能なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

中山間地域等につきましては、二酸化炭素の吸収源となる豊富な森林資源を有するなど、地球環境面で都市とは異なる特性もあり、木材生産と木造住宅振興を一体的に図るなど、その特性に応じた取り組みが重要であると考えております。

また、先般改正が行われました過疎地域自立促進特別措置法や離島振興法等に基づいて、これらの地域の振興に万全を期してまいりたいと考えております。

○阿知波委員 ありがとうございます。終わります。

○伴野委員長 次に、北村茂男君。

○北村茂委員 自由民主党の北村茂男でございます。

まず、冒頭、このたびの九州地方集中豪雨災害

の被災地及び被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

我々自由民主党は七月六日に、直ちに九州地方豪雨災害対策本部を設置いたしました。その後、七月九日には現地災害視察団を派遣し、私もその対策本部の一員として現地の状況を見てまいりました。記録的な集中豪雨による現地の災害は非常に甚大でありました。この現地調査を踏まえ、七月十一日には、激甚災害指定の早期決定、激甚災害対策特別緊急事業の早急な実施、さらには河川などの整備水準の見直しなどについて政府へ申し入れを行ったところであります。

今回の九州地方豪雨災害に対する国土交通省の現在の取り組みについて、まず伺いたいと思います。

○羽田国務大臣 お答えをさせていただきます。私も、福岡県、大分県、熊本県の被害状況を調査してまいりましたけれども、今回の豪雨に伴う被害の甚大さを改めて認識したところであります。

国土交通省といたしましては、災害直後からヘリコプター等により被害状況を迅速に把握するとともに、所管施設である河川や道路の応急復旧対応に全力を挙げ、河川の堤防決壊箇所の締め切りなど、緊急的に対応すべき箇所についてはおおむね完了したところであります。また、全国の地方整備局等の職員から成るTEC-IFORCE等を派遣し、浸水地域の排水作業や応急復旧に当たっての技術指導を行うとともに、被災自治体にリエゾンを派遣して、首長の右腕としてきめ細やかな支援をしてきたところであります。

今後実施される本格復旧に当たっては、災害復旧事業に加えて、再度災害を防止するためにも、河川激甚災害対策特別緊急事業、いわゆる激甚事業も含め、どのような事業であればより速やかな対応ができるか等、早急に検討を進め、対策を実施してまいります。

○北村茂委員 東日本大震災を教訓にするまでもなく、今回の災害においても、何よりもスピー

ドがまずは肝心だと思っております。同時に、政府のこのことに対する取り組みの姿勢が、被災地の皆さん方にとって安心して政府を信頼できるのかどうか、こういうことにもつながっていくわけでありまして、緊急な対策をぜひお願いをしておきたいと思っております。

について適切にこれの評価いたしましたして、その結果を計画に反映させるプロセスというのは大切であるというふうに考えております。こうした観点から、国といたしましては、市町村が計画の達成状況を適切に評価できるように、低炭素都市づくりガイドライン等を参考にしながら、施策の低炭素化効果を評価するための手法などを示していきたいというふうに考えておるところでございます。

都市活動から排出されるCO₂は、我が国のCO₂排出量全体の約半分程度だというふうに伺っているわけですが、本法律案の施行により、一体どのくらいの都市活動によるCO₂の抑制効果につながるのか、そのことが期待できるのかということでもあります。今想定されているものがあると思えば、それはどれほどなのかを伺いたいと思っております。

○北村茂委員 それでは、順次伺っていきま

また、都市の低炭素化について、具体的にどのような状態を目標としているのか、何を基準とした低炭素化なのか。排出削減量についての明確な目標が必要ではないかと考えるわけでありまして、これに対する所見を伺いたいと思っております。

次に、都市機能の集約に伴う懸案事項等についてお伺いをいたします。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。本法案は、これまでの都市機能の高度化に重点を置いてきましたまじく、地球環境に優しい暮らしですとか、少子高齢化社会におけます暮らし等の新しい視点を打ち込みまして、これらの視点から、住民や民間事業者と一体となつてまちづくりに取り組んでいくための第一歩として位置づけられるものだというふうに考えております。

具体的には都市機能の集約化をどのように進めていくかということにつきましては、各地域の実情に応じまして市町村が決めいただくということになるわけですが、お尋ねのように、都市の郊外で日常生活に必要な診療所ですとか保育園等の施設まで、これらを一律に市街地の中心部に集約するという狙っているものではないと思

本法案は、これまでの都市機能の高度化に重点を置いてきましたまじく、地球環境に優しい暮らしですとか、少子高齢化社会におけます暮らし等の新しい視点を打ち込みまして、これらの視点から、住民や民間事業者と一体となつてまちづくりに取り組んでいくための第一歩として位置づけられるものだというふうに考えております。

○加藤政府参考人 お答えいたします。本法案は、公共交通網と一体となつて、住まいの身近なところに医療や福祉、公共施設などがある、いわゆるコンパクトなまちづくりの形成を目指すものでございます。

このため、法案におきましては、一つでも多くの市町村にこうした低炭素のまちづくりに取り組んでいただけるように、各市町村に対して今お尋ねのような削減目標の定量的な設定を課するということではなくて、まずは身近な成功事例を一つでも多く形成していく、その普及を図りたいという考え方に立っております。

しかし一方で、今申し上げた計画の実効性を高めるためには、計画に位置づけられた施策の効果

都市機能の集約化とあわせて、公共交通機関の利便の確保を図りまして、地域全体として持続可

能なまちづくりに取り組んでいきたいというふう
に考えております。

○北村(茂)委員 さらに、本法律案による都市機
能の集約化によって、活発な都市活動が行われる
市街地が縮小し、都市の経済活力が衰退するの
ではないか、また、都市の集約によって人口の都市
集中が生じ、都市郊外や周辺地域の人口減少か
ら、それら地域の活力の減退も懸念されるという
意見もあるわけですが、これについてはどの
ようにお考えでしょうか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども御答弁を申し上げたところでござい
ますが、この法案では、公共交通網と一体とな
って、いわゆるコンパクトな町をつくっていくと
いうことでございまして、その集約化の際
に、例えば生産施設とか商業施設などの、都市
の経済活力ですとか地域の活力にかかわる機能
を、先ほども申し上げましたけれども、全てが全
て市街地の中心部に集約していくということ
を狙いとするものではないとさせていただきます。

都市機能の集約化とあわせて、ただいま御質問
いただきましたような御懸念があるような場合に
は、どうすれば地域全体としての都市の経済活力
とか地域の活力が維持されて持続可能なまちづく
りができるかどうか、そういうことを計画の策定
の中でも十分に地域で議論していただいて、実効
性のある計画としていただくということが一番肝
要ではないかというふうに考えております。

○北村(茂)委員 重ねて都市機能の集約というこ
とについて伺いますと、いわゆる中心部の地価が
集約によって高騰をする、逆に言うなら郊外が下
落をするという流れになるのではないかと懸念
も指摘されているわけでありまして、すなわち、
これによって、都市機能の集約がえってより困
難になるのではないかと考え方に對してはど
う反論されますか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

これまで、コンパクトシティを進めようとい
うことで先進的に各種の施策展開を図っている例

として、例えば富山市の例が挙げられようかと思
います。

今御質問ございました地価との関係について、
コンパクトシティの形成を図るとどうい影響
があるかということにつきまして富山市の例で
見てみますと、富山市の中心商業地、最高価格地点
をとりますと、ここ数年の地価動向を見てみま
しても、それは年によりもちろん変動はございま
すけれども、おおむね安定的に推移しているとい
うのが実情であろうと受けとめております。

したがって、このようなことから、都市機
能の集約を困難にするような地価の高騰が起こる
という可能性は低いんじゃないかなというふう
には考えておりますが、そうした地価との関係にも
当然十分に留意をしながら、本法案により都市機
能の集約化を図り、都市の低炭素化を図ってい
きたいというふうに考えております。

○北村(茂)委員 それでは、現在は、百貨店など
一定以上の規模の建物にはそれぞれ駐車場を設け
なければならぬということ条例で定めること
ができるというふうになっているわけでありま
すが、本法律案によれば、駐車場の集約により、不
要な交通量の低減を図るため、条例により駐車
場の共同設置を認めることとしたしております。

しかしながら、都市の駐車場の集約化により、
駐車場を待つための渋滞が生じるという懸念もあ
り、かえって低炭素化に逆行するおそれがあるの
ではないかという指摘についてはどのように答え
られますか。

○加藤政府参考人 ただいま御指摘のように、現
在、駐車場法に基づきまして、一定規模以上の建
築物を建築する際には、その駐車需要に対応する
ために、各建築物に駐車施設の設置を求めている
ところでございますが、その結果として、特に中
心市街地等におきましては、各建築物に向かう自
動車によりまして道路交通のふくそうなどが生
じております。

このような場合に、駐車場法の特例を本法案で
用意しておりますが、駐車場法の特例を活用した

しまして、例えば中心市街地の周辺部に駐車施設
を集約することも可能としておりますので、中心
市街地内の自動車交通がこれによって整理をされ
て、都市の低炭素化に貢献できるものと考えてお
ります。

しかし一方で、御指摘のように、駐車施設の集
約化によって、部分的あるいは局所的には渋滞が
発生するということがあるかもしれません。今
回、集約化する駐車施設の設置の検討に当たりま
しては、道路ネットワークの状況ですとか沿道の
土地利用の状況等を勘案いたしまして、その設置
位置ですとか駐車台数等を適切に設定することに
よって、全体として都市の低炭素化の推進に資
するものというふうに考えておるところでございま
す。

○北村(茂)委員 簡単に言って、三つの出入り口
があるのと一つの出入り口があるのと、どれがど
のように素早くはけたり、入ったり、出入りがで
きるのかということ考えれば、私の言う懸念
も、また一方、意見としてはあるわけでありま
す。駐車場の集約化について、その辺の配置状
況、道路との接続状況等を十分勘案してやって
いただきたいというふうに思うわけでありま
す。次に、都市の低炭素化の促進のための支援措置
について伺いたいと思っております。

都市の低炭素化の促進のためには、公共施設、
オフィス、工場、住宅、公共交通機関、自動車、
エネルギーなどさまざまな分野での低炭素化、省
エネ化が求められることとなりますが、その普及
のためには一定の支援措置が必要不可欠であると
考えます。また、各分野での支援措置を設けるこ
とで、総合的に都市全体の低炭素化を図ることが
期待できるものであります。

そこで、政府においては、都市の低炭素化を総
合的に進めていく上で、予算措置、税制措置も含
め、どのような支援措置を検討しているのか伺
いたいと思っております。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。
低炭素建築物につきましては、蓄電池や蓄熱槽

など低炭素化に資する設備について容積率の特例
を講じるとともに、新築住宅について住宅ローン
減税の最大減税額の上乗せを行うなどの措置を講
じておるところでございいます。

また、低炭素まちづくり計画制度についてで
ございますが、これについては何点かござい
ます。まず、本法案において、太陽光パネルなどを設
置するための公共施設の活用に関する措置等の特
例措置を講ずるとともに、予算面でも、低炭素ま
ちづくり計画の策定等に對しまして、平成二十四
年度予算、今年度予算からでございますが、この
策定支援を積極的に行うこととしております。

また、病院・福祉施設、事務所、共同住宅など
の集約整備を図る集約都市開発事業につきまして
は、社会資本整備総合交付金等によって支援をし
ていきたいというふうに考えておるところでござ
います。

今申し上げた各種の支援措置に加えまして、地
区、街区レベルでの効率的な熱の共同利用、先導
的な省CO₂の住宅・建築物の整備、地域公共交
通の確保、維持、電気自動車など環境対応車の導
入等々に関する助成措置を、低炭素まちづくり計
画の地域に重点的に支援をしてまいりたいという
ふうに考えておるところでございいます。

○北村(茂)委員 次に、低炭素まちづくりに資
する省エネ住宅の普及のためには、省エネ住宅の新
築よりもむしろ、数からいっても既存住宅の省エ
ネ改修に、より重点的に支援を行うべきであると
の意見もあります。

省エネ改修を支援する住宅エコポイントにつ
いては、既に、被災地以外の地域の予約申し込み
も七月四日をもって受け付け終了との報道もあり
ましたけれども、本法律案では既存住宅の省エネ
化についてどのように考えているのか、伺いたい
と思っております。

○川本政府参考人 お答え申し上げます。
住宅のCO₂の排出量の削減ということを考え
ますと、今御指摘がございましたように、新築住
宅のみならず、圧倒的にボリュームの多い既存住

宅のCO₂の排出量を減らしていくというのは大変重要な課題だと思っております。

この法律案は、一般的な省エネ住宅というものよりもグレードの高い、それよりもCO₂排出量のすぐ小さい住宅について認定をいたしまして、それに対して税制上の措置などによって応援をしていくという組み立てをいたしております。

既存住宅のいわゆる省エネ改修、リフォームでございまして、リフォームだけで認定基準に達するというのは、躯体部分もございまして、なかなか大変だと思っておりますが、既存住宅については、こういった認定基準に達しないものであっても、例えば開口部をいじって省エネ性能を高めるといったようなことも含めて、応援することが大事であると思っております。既に省エネリフォームについての税制上の措置等を講じておりまして、こういったものを使って省エネ住宅を、既存住宅の改修面でもふやしていくという取り組みも必要だと思っております。

ただ、いずれにしても、今エコポイントのお話もございました。限られた財源を有効に使いながら、既存住宅の省エネ改修をどう進めていくのかという点につきましては、今後もその充実について検討してまいりたいと考えております。

○北村茂委員 積極的に取り組んでいただきたいということを重ねて申し上げておきたいと思っております。

次に、木造建築物を長期間活用することにより、CO₂の排出抑制を長期に、効果的に固定できると考えるものでありますが、本法律案では木造建築物の普及についてどのような考慮がされているのか、伺いたいと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。御指摘のように、木材の利用を促進するということは、二酸化炭素を固定するという意味で大変意義があるというふうに考えております。その意味で、都市の低炭素化を進める上で、住宅や建築物について木材利用を促進するということは重要な課題であると思っております。

今回、私ども、低炭素建築物の認定をすることといたしておりますが、この基準におきましては、例えば一定量以上の木材を利用しているということを認定基準の評価の中に入れるというようなことで検討を進めているところでございます。また、あわせて、木造建築物の主たる供給者は中小の工務店ということになりますので、こういった工務店などを対象にしまして、省エネ施工の技術の習得をしていただく講習をやるというたようなことで、こういった工務店の方で技術習得して、習熟をしていただくということを考えております。

こういったことを通しまして、木造住宅、そして木造建築物の供給の促進ということに努めてまいりたいと考えております。

○北村茂委員 都市の低炭素化は、地球温暖化対策や、太陽光など再生可能エネルギーの活用や、電気自動車の普及促進など、国土交通省以外の各省庁とも総合的に連携をしてやらなければ実現できるものではありません。したがって、都市の低炭素化への取り組みとして、本法律案も三省の所管法律であります。各省庁との連携をどのように図っていくのか、大臣の所信を伺いたいと思います。

○羽田国務大臣 本法案は、今言われたように、国土交通省のみならず、環境省及び経済産業省の三省共管によるものでありますけれども、都市の低炭素化の促進を図るためには、それ以外の関係省庁も含めて、政府が一体となって施策を推進していくことが重要であると認識をさせていただいております。

このため、再生可能エネルギーの活用や電気自動車の普及促進を初めとする省庁横断的な施策については、適切な役割分担のもと、各省庁と十分に連携を図りながら推進していくこととしており、本法案に基づく基本方針においてもその旨を盛り込んでまいります。

○北村茂委員 次に、いわゆるコンパクトシティの実現に向けた取り組みを行うに当たつ

て、青森市などで実施されたように、いわゆるまちづくり交付金などの活用が考えられるわけですが、地方自治体から、あのまちづくり交付金が始められた時点で自治体の反応でありましたが、規制や手続が多く使いづらいというような話も各方面から聞きました。

その後、交付金の手続等も簡略化され、あるいは見直しをされたというふうに伺っているわけですが、このようないわゆるコンパクトシティの実現に向けての交付金等のあり方について、使いづらいというような指摘には具体的にどのような検討をされ、使いやすいものにするためにはどのような対応をされているのかを伺っておきたいと思っております。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆるまちづくり交付金の使い勝手についてでございます。

この交付金は、平成十六年度に、地域の課題、実情に対応できる総合性、自由度の高い制度として創設をされまして、これまでに全国の市町村の約半分に当たります九百三十三市町村、二千九百九十四地区において実施されてきておりまして、御質問のように、まちづくりの主要な事業手法として広く活用が図られているところでございます。

使いづらいという点からどうかというお尋ねでございますが、いわゆるまちづくり交付金につきましては、制度創設以降、交付対象メニューの拡充ですとか、申請書類の削減による手続の簡素化に努めてきたところでございますけれども、今後さらに改善すべき点があれば、私どもとしても適切に対応することによりまして、地方公共団体にとつて活用しやすい制度となるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○北村茂委員 次に、公共交通の利用促進について伺いたいと思います。

都市内の自動車から排出されるCO₂の削減のためには、電気自動車などの環境対応車を普及させるとともに、自動車利用から公共交通機関の利用に交通手段を交換していくことが重要だと考え

ます。本法律案においても、公共交通機関の利用を促すような施策も盛り込まれておりますが、人口が減少している地方では公共交通機関の存続そのものが困難になるなどの問題が生じております。

今後、一層の人口減少社会の到来が予測される我が国において、政府はどのように公共交通機関の利用促進を図っていく考えをお持ちなのか、伺いたいと思います。

○吉田(お)副大臣 地域の公共交通をめぐることが厳しさを増しているということは、委員御指摘のとおりでございます。しかしながら、地域の生活交通の確保は極めて重要な課題でございます。とりわけ二酸化炭素の排出削減、また高齢者の移動手段の確保を図る観点からも、公共交通を維持し、利用促進を図ることが必要であるということを確認しております。

このため、公共交通の存続が危機に瀕している地域等におきましては、デマンド交通など地域特性、実情に最適な移動手段の提供、バリアフリー化など移動に当たつてのさまざまな障害の解消を図るべく、国土交通省としても、財政上の措置などの必要な支援を現に行っているところでございます。

今後、人口減少、高齢化が進展していくことを踏まえてまいりますと、日常生活に必要不可欠な移動手段を確保するための施策はますます重要になってきております。なお、本国会に提出している交通基本法案は、こうした課題に対する取り組みを推進するものであり、本法案に加えて、交通基本法につきましてもぜひ早期に成立させていただきたいと考えているところでございます。

○北村茂委員 時間も迫ってまいりましたので、最後に、緑地の保全について伺っておきたいと思っております。

都市の緑はCO₂の貴重な吸収源であり、都市における緑地や樹木の拡大は一層の促進が必要であります。変化が激しく、人口減少や高齢化がますます進

展している我が国において、都市内にある既存の貴重な緑地を適切に保全し、管理し続けていくことは極めて難しくなりつつあります。

本法案においても、緑地の管理保全のための措置が盛り込まれている一方、都市内において新たに緑地を生み出すための仕組みも必要ではないかと考えるものでありますが、都市における緑地の創出に向けた政府の取り組みについて伺いたいと思います。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、都市の緑は二酸化炭素の吸収源となりますことから、緑地の保全とあわせて緑化の推進を図り、都市における緑の量をふやしていくということは非常に重要なものであるというふうに私も認識をいたしております。

こうした考えから、本法案におきましても、市町村が作成いたします低炭素まちづくり計画に記載できる事項といたしまして、緑地の保全及び緑化の推進に関する事項を位置づけるほか、計画を策定した市町村が、都市内の身近な緑化に取り組むNPO法人等を特定緑地管理機構として指定できるようにしたところでございます。

これまでも、都市における緑化の推進については、都市公園等の整備を推進する一方、大規模な建築物の敷地ですとか屋上等の緑化を推進する緑化地域制度など各種の制度の充実を図ることで、民有地も含めた都市の緑化を総合的に推進し、新たに緑を生み出してきたところでございます。

引き続き、都市の緑化等に関する施策の有効活用を図りまして、緑地の保全とあわせて、御質問いただきましたように新たな緑を創出する、そして都市の緑の総量をふやしていくというところを通じて、都市の低炭素化を促進してまいりたいというふうに考えております。

○北村(茂)委員 以上で私の質問を終わります。

○伴野委員長 次に、小宮山泰子君。

○小宮山(泰)委員 国民の生活が第一として初めて質問に立たせていただきます小宮山泰子でございます。

います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、九州で広範囲にわたり豪雨が降り、被災された皆様へお悔やみとお見舞いを申し上げます。

昨今、自然災害は日本だけでなく、北京の豪雨、アメリカの大干ばつ、また水河が崩落したなどさまざまなことが起きておりまして、地球温暖化の影響とも言われますけれども、今回、この都市の低炭素化の促進に関する法律案というのは、こういった環境の中において大変重要な意味を持つていっていると思っております。

また、これに関しましては、私も民主党時代に大変勉強させていただきましたが、前田前国交大臣は低炭素化というものが非常に重要であるということも言っております。その思いを酌みますと、本当に重要で、これが転換点になる法律なのではないかという思いを持たせていただき、これは推進しなければいけないという観点から本日は質問をさせていただきます。

まず最初に、都市の低炭素化を進める上で、モータリゼーションの中においては、バスの路線や鉄道を地域の足として維持していくことはやはり重要かと思っております。法律上の特例措置だけでなく、維持発展させていくことも重要だと考えております。しかし、地方のバス路線は事業運営が大変厳しい状況にあり、また、人口減少という中においても高齢化ということで、免許証の返還であったりさまざまなことで、交通弱者の移動というものが重要視されるかと思っております。

この支援をする上でも、コミュニティバス等生活交通の支援というものは着実に実施すべきだと考えておりますが、この点にしまして国土交通省のお考えをお聞かせください。

○吉田(お)副大臣 委員の御質問にお答えいたします。

ます。

本法案におきましても、公共交通機関の利用促進を通じて都市の低炭素化を推進することといたしております。今お話ございましたように、大環境は厳しい状況を増しておりますが、生活交通の確保という部分は極めて重要な課題であり、二酸化炭素の排出削減、それから高齢者の移動手段の確保の観点からも、公共交通の確保、維持を図ることが必要であるということは認識を共有するところであります。

このため、高齢者を初めとした交通弱者の移動を支援するため、平成二十三年度に地域公共交通確保維持改善事業を創設いたしました。予算におきましても、平成二十四年度におきましては約三百三十二億円を確保するなど、必要な措置を国土交通省として行っている途中でございます。

今後とも、公共交通の確保、維持を図るため、自治体、交通事業者、地域住民等の関係者と協力連携を図りつつ、適切な支援が可能となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○小宮山(泰)委員 また、本法案におきましては、新築の低炭素建築物について、住宅ローンの減税額の引き上げ、登録免許税の引き下げによる税制上の特例が平成二十四年度税制改正に盛り込まれているところであります。

税制上の特例は、住宅取得希望者にとっては大きな動機づけとなるものと考えられますが、新築住宅においてどの程度利用されるのか、これを期待するところではあります。その点に関しまして、国交省としてどう考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○川本政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のとおり、低炭素型のまちづくりを進める上では、住宅・建築物の低炭素化というのは大変重要であるというふうに考えております。今回の法案、市街化区域などを対象として先進的な住宅を認定して、御指摘のような税制上の支援措置を講ずることとしたわけでございます。

ここ数年の税財政上の措置などによりまして、

住宅の省エネ化がかなり進んでまいりました。この認定基準に恐らく該当すると考えられます。トップランナー基準といったような基準の住宅もかなりふえてきておりますが、そういった状況をみますと、この法律の施行後数年ぐらいの間に、都市部で建つ住宅の新築着工の約二割程度が認定の対象になる、そのレベルを達成できるというところを期待している、そういう状況でございます。

○小宮山(泰)委員 今お話がありましたけれども、トップランナー制度に関しましては、経産省の方が窓枠とか各部材でやっていらつしやいますけれども、これに関しては、今、断熱材のこととかもされている中では、木材というものも、ぜひ国交省の方からも働きかけていただき、認定をしていただくことは重要かと思っております。また、これに関しては国交省の一体的な面整備というものが、本来の低炭素にする部材というものの点、あわせてこれから進めていただければと思います。

また、各地でそういう低炭素の住宅等をつくっていくとなれば、地場の中小または零細工務店というものは大変大きな役割を担うと考えております。しかし、認定を受け、税制上の特例を受けられることを実際に営業上活用できるかというと、大手ハウスメーカーでないと設計対応や書類対応などが難しいという現実があるのではないのでしょうか。

しかし、九七%以上を中小零細企業が占めるこの国の経済をしつかりと支えるためにも、やはり中古住宅や既存住宅の低炭素化を進めるという効果は大きい上に、それを実施する地場の産業というものは守っていく、また育てていかなければならないと考えております。

この点にしまして、国交省としてはどのような対応をとっていけるのか、御見解をお聞かせください。

○吉田(お)副大臣 委員御指摘のように、中小工

さまざまな地形であったり、また気候風土、さまざまな違いがあります。ぜひ、画一的なまちづくりにならないよう、地域の特性を生かす、そしてコンパクトで効率的で低炭素の社会、まちづくりというものを目指すような御支援を引き続きお願いしたいと思っています。

さて、法二十条にございます駐車場の特例について質問させていただきます。

この中において、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができるということは、駐車場入り口での渋滞による二酸化炭素排出を削減する効果などが目的とされており、また大きな効果を上げられるのではないかと思います。

都市部に車の流入をさせず、郊外に駐車して、公共交通機関等で移動するパーク・アンド・バスライドの大胆な導入や、自転車や二輪車、また徒歩での移動を可能にすることというのも、環境整備、低炭素化には大変寄与するものだと考えております。また大きな効果を上げられるのではないかと思います。

私も過去にウィーンやまたベルギーなどを見させていた。だと、町の中を人が歩き、自転車は走っておりましてけれども、車が入らないようなエリアにする、しかし緊急車両などは当然入れるようにもつくり込む、こういうまちづくりというのも、非常に美しく、そして安全で、また豊かな気持ちにもなりました。

こういう意味においては、この駐車場法の特例措置というのは、都市の低炭素化に大変大きな影響もあります。しかし現実的には、それが本当にできるのかというの、日本の場合には難しい点もあるかと思っています。また、二輪車のバイクというの、今、家族構成が変わり、またスクーターやシルバーカーなども多く走るようになり、複数の人間が乗らなくてもいい形というのも低炭素に寄与すると考えております。実際には、自転車の利用がふえても、二輪車の利用がふえても、現在ですと違法の駐輪というような形をとらざるを得ない方もいらっしゃると思います。

この点に関しまして、もちろん二輪車の専用道路も重要かと思いますが、バイクなどの駐車場が足りないという点におきまして、この整備についてお伺いしたいと思っています。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

二輪車、バイクの駐車場が足りないという御指摘と受けとめて御答弁をさせていただきたいと思っています。

確かに、自動二輪車の駐車場というのは少のうございます。平成二十三年三月末現在で約六万台ということになっておりますけれども、四輪自動車に比べますと、保有台数当たりで見ても少ないということで、御指摘のとおりだと受けとめております。

そうした中で、私どもとしては、自動車駐車場や自転車駐車場を整備する際には、自動二輪車の駐車場の確保を図ること、また、既存の自動車駐車場ですとか自転車駐車場への自動二輪車の受け入れを進めることなどにつきまして、地方公共団体や民間の駐車場経営者等へ働きかけを行っております。そうした効果もあつたというふうにはありますが、思っておりますけれども、徐々にではあります。自動二輪車の駐車場台数は増加傾向にあります。

しかし、冒頭御答弁させていただいたように、まだまだ保有台数から見ても少ないと認識しておりますので、今後とも、自動二輪車駐車場の供給が促進されますように、関係者に広く周知する等、引き続き適切な働きかけを行ってまいりたいというふうな考えております。

○小宮山(泰)委員 ぜひ、二輪の駐車場の促進というの、これからも引き続きしていただきたいと思っています。

さて、そうなつてくると、あちこちで連日のように自転車の事故なども多くなつております。この中で、やはり基本的認識が曖昧なままに自転車の走行などがされ、反対車線を走つたり、さまざまなことが起きております。こういうことは、専用道路をつくるのも当然大

切ではあります。どちらかというと交通安全教育や啓蒙活動というものが必要かと思えます。警察で免許更新のときに資料等を、また参考書もいただいたり、啓蒙いただきましたけれども、やはりもう少しわかりやすく、また多くの方に、安全な運転をする、その社会のルール、交通のルールというものもを啓蒙する必要があるかと思えますが、この点についてどのような努力をされているのか、今後のことについても見解をお聞かせください。

さて、四十七条から四十九条にございます下水道施設からの下水の取水等に係る特例について、最後に伺わせていただきたいと思います。

本年、私自身、東京都の下水道処理センターを視察させていただきました。昨年改正された都市再生特別措置法により、特定都市再生緊急整備地域において、一般の法の内容と同様に下水を取水できる特例が認められており、また今回、中小規模の市町村にまで特例の対象地域が広がり、積極的に活用できると考えております。

具体的には、スタントマンによる交通事故の再現を含めた参加、体験、実践型交通安全教育、自転車の通行方法を示した映像資料による交通安全教育、年齢層に応じたポスターやチラシによる広報啓発活動などを実施しているところでございます。

低炭素都市法における下水熱特例の活用の見込みはいかなるものか、ぜひお伺いしたいと思えます。

○土屋政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、都市再生特措法におきましては、全国十一地域を指定し、この地域での下水熱利用の特例が措置されたところでございます。

そのほか、街頭における指導、取り締まり活動としては、平成二十四年六月末現在の数字でございまして、交通切符などによる検挙二千八百五十五件、前年同期比二千四百八十八件増、指導警告票の交付百二十二万五千二百件、前年同期比二十万六千四百二十九件増となつておりますけれども、そういったことを実施しているところでございます。

さらに、本法案におきましては、市街化区域等を有する市町村、おおむね千九百九十人以上に上ると思っておりますが、こういった地域におきまして、低炭素まちづくり計画を策定し、下水熱利用を計画に位置づけた場合にこの特例が活用できることとされております。このため、私どもとしても、中小規模の市町村においても幅広く活用されることを期待しているところでございます。

今後とも、全ての自転車利用者に対して、自転車の正しいルールを周知するため、自治体、教育機関、交通ボランティア、その他関係機関、団体との連携を強化し、工夫を凝らした交通安全教育などの推進を図ってまいれる所存でございます。

また、国交省といたしまして、昨年度よりこういった自治体と連携いたしまして、より推進されるべく、フィジビリティースタディー等を実施しまして、採算性あるいは低炭素化効果の高い事業モデル、こういった検討を進めております。こういった成果を活用することにより、より具体的な事業が実施され、一層の下水熱利用が進むよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○小宮山(泰)委員 警察におかれましては努力をされているということでもございます。子供や、自転車に乗られる方、二輪の方、巻き込み事故など、これは巻き込む方も巻き込まれた方も大変つらい事故でもございますので、こういうものが一日も早くなくなることを願っております。

○小宮山(泰)委員 最後に申し上げますけれども、今回の法案、バスや住宅、交通、インフラ、さまざまなトータルな形で大変重要かと思っております。そして、今現在、水に関係することにおきまして

は、超党派で水循環基本法を準備したり、また下水道法の改正案も準備をさせていただいております。

今、回答がありましたけれども、下水道というものも大きな利用の、また整備の仕方というのもこれから変わるべきかと思っておりますので、この点にしまして、下水道のあり方についての大臣の御見解をお聞かせください。

○羽田国務大臣 お答えをさせていただきます。

都市の低炭素化を進めることは極めて重要であり、御指摘のとおり、下水道においては、下水熱利用だけではなくて、バイオマスである下水汚泥を利用したバイオガス発電や固形燃料化等によるエネルギー利用、また、下水道施設を活用した小水力発電等が可能であります。

このように、下水道はエネルギー利用が可能な資源を豊富に有しており、既に地方公共団体において取り組みが進められております。国土交通省としても、こうした取り組みに対し、社会資本整備総合交付金による財政支援や技術的支援を行ってきたところであります。さらに、地方公共団体における一層の導入拡大が図られるよう、低コスト、高効率な技術を開発するための実証事業を昨年度より実施させていただいております。

今後とも、都市の低炭素化に資するよう、下水道の有する、エネルギー利用が可能な資源の利用拡大に向け尽力してまいりたいと考えております。

○小宮山(泰)委員 ありがとうございます。

本法案の趣旨を生かし、自然との共生、そして自然を守り育む、そういうまちづくりにつながることを心から要望し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○伴野委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。

この法案に関しての個別の論点は、今、小宮山先生に全部聞かれちゃいました。もともとの立法趣旨のところ、目的等いろいろ言われているんですが、東日本大震災を契機

としてエネルギー需給が変化し、国民のエネルギーや地球温暖化に関する意識が高まっていることなどを背景として、民間投資の促進を通じて、都市や交通の低炭素化、エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場や地域経済の活性化を図ることを目的としておりますというふうに言われるんですが、どうも何か、すんと落ちてこないんですね。

調査室の方からいろいろ資料をいただいた中に、平成二十三年九月二十八日付で社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会が、「東日本大震災からの復興に当たっての環境の視点、持続可能な社会の実現に向けて」という提言をされています。この提言の中で、「三つの視点からの提案」として、まず「低炭素社会」という提言をされているんです。この提言を受けての法案なんだろうというふうな理解をしているんですが、こういうふうに書いてあります。

低炭素社会を実現するには、これまでの大量エネルギー消費型の生活形態・経済社会構造から資源節約型へと本質的な転換を図ることが必要であり、人流、物流や情報の流れに着眼し、ハード・ソフト両面の幅広い政策を講ずる必要がある。この観点から、低炭素化につながる集約型都市構造や自家用車に過度に依存しない公共交通を活用した都市社会の実現に向けて取り組まねばならない。

また、従来からの地球温暖化対策としての取組に加え、東日本大震災を契機に喚起された新たなエネルギー需給のあり方の議論においても、低炭素社会の実現に大きな期待が寄せられており、省エネルギー・再生可能エネルギーについて先進的な取組を展開していくことも重要である。とくに、省エネ対策はエネルギー消費の態様によって左右されるところが大きいため、ハード面の省エネ化と併せて、ライフスタイルやワークスタイルなどのソフト面のあり方

についてもエネルギー使用量の削減につながる取組が実施されることを望む。

というふうになっています。

また、あわせてこの資料の下にあります贈与税の非課税枠も利用されると、低炭素の認定をされると税制上の優遇措置もかなり受けられる。

こういう提言を受けての今回の法案の提案、たというふうには理解してよろしいでしょうか。

そして、一枚前に返っていた、まずと、初期投資についても、低炭素型の住宅をつくるといういろいろな形で国や自治体の補助金も利用できますよということ、これから住宅を建てようという方にとつては大変有利な制度だと思えますし、ぜひこういった宣伝も国交省の方でもきちんとやっていくべきだと思っております。その点、どうでしょうか。

特に、国内の二酸化炭素排出量の五割以上を占める民生、運輸部門の主たる活動である都市の低炭素化を促進していくことが急務となっております。

住宅を建てられる方が省エネ性能の高い住宅を建てる、それによつてどういうメリットがあるのかという点につきましては、御理解をいただき、それに対する助成制度、これはいろいろな助成制度を用意しておるわけでございますけれども、税、財政、金融、それらの措置についてどういった制度が利用できるのかといった点につきまして、できるだけ幅広く御理解を得るよう、先生御指摘のように普及啓発活動というものは進めてまいりたいと考えております。

このため、個々の建築物の低炭素化や、公共交通網と一体となつて、住まいの身近に医療や福祉、公共施設などがあるコンパクトシティの形成などにより都市の低炭素化を目指すこととし、本法案を提出させていただいたところであります。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。住宅を建てられる方が省エネ性能の高い住宅を建てる、それによつてどういうメリットがあるのかという点につきましては、御理解をいただき、それに対する助成制度、これはいろいろな助成制度を用意しておるわけでございますけれども、税、財政、金融、それらの措置についてどういった制度が利用できるのかといった点につきまして、できるだけ幅広く御理解を得るよう、先生御指摘のように普及啓発活動というものは進めてまいりたいと考えております。

○富田委員 皆さんのお手元に資料を配らせていただいたんですが、資料の二が裏表と三面ありますが、これは実は、きのうの日経新聞に、住宅関連の広告なんですけれども、この法案の宣伝みたいな非常にいい広告が載つておりましたので、お手元に配らせていただきました。

○富田委員 先ほど小宮山先生も聞かれていて、吉田副大臣が答えられていたんですが、低炭素建築物の認定制度、この認定基準の定め方がちょっとわかりにくいなど。省エネ住宅の制度もありまして、それと制度が別だから新たに基準を決めるんだというふうに昨日も事務方から教えてもらったんですが、このところは、実際、具体的にどういうふうな認定基準というのは決まっていくなでしょうか。

最初に、「スマートハウスからスマートコミュニティ、二テイル、スマートシティへ」というふうな、こういうふうに変わつていきますよということを言われ、「補助金を上手に活用して初期負担を大幅軽減」というふうに言われた後、最終的に、「スマートハウスなら各種税制が有利になる」と。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。今回の低炭素建築物の認定基準でございますけれども、今先生お話をしましたように、もともと省エネ住宅、省エネ建築物については省エネ法に基づき基準というものがございまして、これよりより先進的だというのが基本的な考え方でございます。

この「各種税制が有利になる」の最後のところ、左側の方に、「低炭素住宅認定制度」ということで、住宅ローン減税よりもさらに百万円活用できますよということが書かれています。この最後の三ページ目の資料を見ますと、住宅ローン減税、一二年入居は最大三百万、一三年は最大二百万、これにプラス百万になりますよ。

具体的には、一次エネルギーの消費量、これを

省エネ法の省エネ基準に比べまして一〇%以上減らす、これがまず基本の、基準の考え方でござい
ます。それにあわせて、住宅の低炭素化に資
するその他の措置が講じられていることというこ
とで、先ほどお話ございました、木材をできるだ
け利用する、あるいは屋上緑化等によりまして全
体にCO₂を吸収する、さらには、HEMSとい
うような形でエネルギー使用量というのををもつ
と見える格好にしてエネルギー削減についての取り
組みを促す、そういった措置が講じられていると
いうこと、この二つを基準にしたいと思ってお
ります。

とりわけ、第一の一〇%減らすということにな
りますと、いわゆる断熱性能を強化するというだ
けではなくて、設備面の手当てをいたしまして、
エネルギーをつくる、それからためるといった措
置と組み合わせて、現在の省エネ基準をさらに上
回る削減をお願いするというにいたしたいと思
っております。

いずれにしても、具体的な基準につきまし
ては、基本的な考え方をお示した上で、各般の住
宅建築に携わっておられる方々の意見などもい
ろいろ聞きながら、経産省、環境省とも連携して決
めていきたい、このように考えております。

○富田委員 それで、先ほど社会資本整備審議会
等の提言の中身をお示ししましたけれども、そこ
にこういうふうに書いてあります。「なお、二〇
一〇年に閣議決定された「新成長戦略」「元氣な日
本」復活のシナリオにおいて選定された「環境未
来都市構想との連携も模索されるべきである。」

環境未来都市というの、やはり同じように低
炭素型の都市を目指しているいろいろな仕組みを導入
していると思うんですが、方向性としては同じな
んだと思うんですが、環境未来都市との連
携というのはどんなふうに考えていらっしゃるん
ですか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

環境未来都市構想は、都市のエネルギーマネジ
メントシステムの構築ですとか、再生可能エネル

ギーの総合的な利用拡大等の施策を、環境モデル
都市等から厳選された戦略的都市、地域に集中投
入し、未来に向けた技術、仕組み、サービス、ま
ちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出
して、これの国内外への普及、展開を図るもの
です。いわば、水準的には世界トップクラスのも
のを目指そうというのが環境未来都市構想でござ
います。

一方、本法案でございますが、これは環境未来
都市構想と目指すべき方向性は共有するものでご
ざいますけれども、できるだけ多くの市町村に取
り組んでいただくということで、環境という新
しい視点からまちづくりに取り組んでいただく
ように、まずその第一歩を築いていくということ
を目指します。いわば、環境未来都市がトップラン
ナーだとすると、今回の法案で提案させていただ
いている低炭素まちづくり計画による手法は、地
域の発意をもとにしたボトムアップ型の制度であ
るというふうに考えております。

そうした性格づけがあるわけでございますが、
環境未来都市においても、例えば太陽光パネル等
を設置するための公共施設の活用など、本法案の
措置が必要な場合には低炭素まちづくり計画制度
を活用することが考えられますが、一方で、環境
未来都市としての高度な成功事例を、地域の実情
等に応じて低炭素まちづくり計画の中に盛り込ん
でいく。そういう意味で、相互にうまく連携を
とった形で、環境に優しい低CO₂のまちづくり
が広く普及されるということを期待しているもの
でございます。

したがって、環境未来都市構想とも十分に
連携を図りながら、都市の低炭素化の促進を図っ
ていきたいというふうに考えております。

○富田委員 加藤局長、今の御説明ですと、環境
未来都市に指定されている都市の中で、低炭素ま
ちづくり計画というのをうちの中でもやりたいと
いうことで、そういうものを一部分やって、一緒
にやっていくということは可能なんですね。

○加藤政府参考人 はい、そのように考えており
ます。

○富田委員 ありがとうございます。

ちよつと法案から離れますが、都市再生機構の
賃貸住宅について何点かお尋ねをしたいと思いま
す。

小宮山先生の御紹介で、きょう、この委員会が
終わった後、大臣のところに超党派の議員でお訪
ねをするんですが、全国公団自治協の皆さんが、
独立行政法人都市再生機構の在り方に関する調査
会が審議がずつと進んでいて、そろそろ最終報告
が出るのではないかと、民営化してしまふんじや
ないかと、居住の安定が守られないんじゃない
かということで、大分御心配をされています。

私も地元千葉の会合に出て、そういうことはな
いんだというお話をしても、そうはいっても、や
はり調査会の状況が、ホームページ等いろいろ
な議事録とかは見られますけれども、実際にその
方向性がどっちに行っているのかというところま
ではわからないということで、やはり大分心配さ
れているんだと思うんですね。

そういう意味で、きょうは中塚副大臣が御答弁
いただくんですが、ちよつと何点かお尋ねをし
たいと思います。

二月九日から調査会の審議が始まって、ホーム
ページ上で確認できる限りでは七月十七日まで十
二回、いろいろ調査、議論等をされているようで
すが、最終報告というのはいづごろの予定なん
でしょうか。

○中塚副大臣 今先生御下問の調査会でありま
す。これは二十四年一月二十日の閣議決定を受け
て開催いたしました。おととい第十三回目を開催
したところであります。その際、調査会が設置を
されました。昨年度末に基本的な方針を出し、二
十四年夏ごろまでに結論を得る、そういうこと
にさせていたいております。

○富田委員 いや、その夏ごろというのはいつな
のかと聞いているんです。具体的に、十三回
やったということなら、十四回目なり十五回目
最終報告か何か出るんですか。

○中塚副大臣 この委員会でもたびたび御指摘を
いただいておりますが、今、それこそ居住の安定
でありますとか住宅セーフティネットというこ
とは最重要優先事項として、ただ、都市再生機構
自身が多額の債務を抱えている、そういった問題
もございまして、機構自体の資産評価、あるいは第
三者による資産評価の結果を、議論を重ねておる
ところであります。今後何回開催するといった
ようなことは今ちよつと判断を持って申し上げら
れるような状況ではありませんが、いずれにしま
う、夏までということでありまして、夏という
ことになる、八月、まあ九月の初めぐらいは夏
になるのかどうかということでありまして、それ
も、そういったところを目指して議論を進めてお
るところでございます。

○富田委員 今副大臣の方から居住の安定とい
うお話もありましたけれども、居住者側からの意見
聴取もきちんとやってもらいたいということをご
の委員会でも各委員から何度度も出ました。

調査会の審議状況を見ますと、第二回に当時の
事務局長の井上さんが呼ばれて、かなり大部な資
料も出されて説明をされたようですが、井上さん
から聞きまして、説明時間が十五分しかなかっ
たということ、なかなか意を尽くせなかつた
と。そのほかでは、居住者からの意見を聞いてい
るようにはちよつと思えません。

ただ、副総理とか副大臣等は現地調査もしてい
ただいたというふうには伺っています。どういった
団地に行かれてどんな調査をされたのか、差し支
えない範囲で教えていただけますか。

○中塚副大臣 公団自治協の事務局長さんからお
話を伺いまして、実は私も、昨日なんですが、私
の地元にも公団が三つほどございまして、県の自
治協の皆さんから要望を聞かせていただいたこと
ろであります。

先生お尋ねの現地視察でありますけれども、こ
れは四月に行いました。まずは、品川シーサイド
ピュウタワーという、築年数が浅くて比較的高額
な物件という視点で、この空き部屋を視察させて

いた。だいたとてあります。

それから、ニュータウン事業といたしまして、木更津の金田東地区であります。ここは賃貸に出されて、非常に大規模なショッピングモールが開業直前でありましたけれども、それを外から見せていただきました。

その後、花見川団地ですが、これは割と築年数の古目の団地であります。それから、補修前の住宅と補修後の住宅を見学させていただきました。

その後、高根台にお伺いをいたしました。ここは、それこそ高齢化が進んでいる中で、団地全体の再生ということで非常にユニークな取り組みがなされておりますが、そういったところを視察させていただいたところであります。

○富田委員 現場をかなり細かく見ていただいたというのは、多分、自治協の皆さんも喜ぶと思うんですけども、公団にお住まいの皆さんが一番心配しているのは、この調査会の最終報告なりで特殊会社化の方向性が打ち出されてしまうんじゃないかと、特殊会社化は民営化につながっていくということで大分心配されているんですが、議論の方向性としてそういったことが審議会の中であるのかないのか、もし答えられるのなら答えていただければいいか。

○中塚副大臣 一月二十日の閣議決定では、「業務の見直しと併せ、分割・再編し、スリム化することを検討する」ということを決めさせていただきましたが、さっきも申し上げました居住の安定というのは最優先事項でありまして、そのこともこの閣議決定の案文には盛り込ませていただいております。

また、さらには、地方都市も含めて高齢化が進み人口減少が進んでいる、そういった事態に対応するべく、さらには、先ほど申し上げましたが、機構が保有する多額の債務について今後どのようにそれを削減するのか、あるいは機構自体がサステナブルであるのかという視点から検討をいたしております。

ですので、それこそ、分割・再編、スリム化と

いうことをこの閣議決定案文、さらには会社化の可能な部分ということも書かせていただいております。わけでありまして、先ほど申し上げたような機構の抱えるさまざまな問題を解決するのにどういった組織形態が一番ふさわしいのか、そういった視点で議論をいたしておりますので、そういう意味では、特殊会社化ということも当然ながらその議論の対象でありますけれども、そのことを決め打ちして議論を行っているというわけではございません。政策的な目的をちゃんと明らかにした上でこれからの議論を進めていきたい、そう思っております。

○富田委員 ありがとうございます。

お手元に、「UR賃貸住宅居住者の実態」ということで、全国公団自治協がアンケート調査した集計結果を四枚お配りさせていただきました。これは、井上事務局長が第二回の調査会のときに提出した資料の一番最後に組み込まれていましたので、皆さんに見ていただきたいと思っております。

これを見ますと、やはり、公団にお住まいの世帯主の年齢、六十歳以上が六九・四％、七割が六十歳以上だと。二枚目を見ますと、世帯収入二百五十万円以下が全世帯の四九・一％、約半分。三百七十四万円未満で見ても七割になる。三枚目を見ますと、「年金世帯がますます増加」ということで、世帯収入が年金だけの方が三九・一％、四割。家賃負担は七割の方が重く感じられていて、その上で、最終的に、四枚目を見ますと、七八％の世帯の方が公団賃貸住宅に長く住み続けたいというふうに言われています。

このアンケート結果を見る限り、本当に、ずっとこの公団で一生を終わりたいという思いを持たれている方がたくさんいらっしゃる。居住の安定についてもきちんと配慮するんだというふうなこれまでの各種文書に出てきますので、ぜひその方向性でこの調査の結果も出していただきたいと思うんですが、大臣は、まずこの公団住宅における居住の安定ということについてどのようにお考

えですか。

○羽田国務大臣 URの賃貸住宅については、世帯主が六十五歳以上の世帯が約三五％、今言われたように六十歳以上だともっとふえるわけで、七割ぐらいいらっしゃるということであります。そういう意味では、高齢化が進んでいる、低所得の方も多く入居されているというのが実情である、しっかりと認識をさせていただいております。

UR賃貸住宅は、住宅セーフティーネット法において、住宅セーフティーネットの一翼を担う公的賃貸住宅として位置づけられており、その役割を果たしていくことが必要であると考えております。

その上で、本年一月に閣議決定された独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針においては、居住者の居住の安定の維持等の必要性を踏まえることが定められていることから、国土交通省としても、内閣府に対し、居住者の居住の安定の確保の必要性を十分に踏まえるよう求めているところであります。

○富田委員 局長で結構なんです。第十回のこの調査会で報告されましたけれども、「高額家賃物件の譲渡等にかかる公募結果」という資料がホームページで見られました。この件についてちょっと御答弁いただきたいんです。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

高額家賃物件の譲渡ということにつきまして、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針、これは平成二十二年十二月に閣議決定されたものでございますが、それに基づきまして、本年三月に、まず一度やってみるということで、一物件、アクティイ池袋という物件でございましたが、これを公募いたしました。本年六月に開札をいたしました。四者から応札がございましたが、いずれも最低落札価格を下回りました。そういったことから、落札者なしという結果になっております。

今、落札に至らなかった要因などについて入札

参加者からヒアリング等を行い、公募方法や対象物件についての課題等を見直しを行って、この後どうしていくのかということでの検討をしているところでございます。

○富田委員 川本さん、ちょっとこの公募結果の資料を見ますと、四者から応札があったけれども、今言ったように、全部最低落札価格を下回っていた。落札価格を下回っているだけじゃなくて、事業者からの応札価格は本物件の簿価も下回る価格だったというふうにあるんです。

これは多分、この物件なら事業者が買ってくれるだろう、そういった意味で、きちんとした財源になるんじゃないかということでやられたんだと思うんですが、簿価も下回るような価格でしか一般の事業者が応募してこないということになると、今公団住宅が持っている売却可能な物件というのなかなか売却できなくなるんじゃないかと思うんですが、その点はどうですか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

今御指摘のとおり、落札価格については、簿価も下回るという状況でございました。

先ほど申し上げました閣議決定におきましては、当然、URの財務内容の改善という観点から、こういったことも含めて高額物件の譲渡を行うという方向が決められておりまして、閣議決定では、「機構の財務体質を悪化させないため、売却価格が将来にわたる収入を上回るようにする」ということが決定されておるところでございます。

当然、売買ということになりますと、市況などにも影響されることになりまして、その物件による将来収益というのを民間側から見ても査定した上で応札価格を決めてきたものと思っております。その意味で、私ども、公募方法や物件の収益力の改善といったようなことも含めて、もし売るとしたらどういった売り方をすれば売れるようになるのかということについての検討をさせているところでございます。

○富田委員 大臣、最後にちょっとお願いなんです

すが、今、中塚副大臣もいろいろ見てきてくださったということで、ぜひ公団住宅の実態を大臣にも見ていただきたい。前の前田大臣は、豊四季台団地、先進的なところを見てきてくれました。その先進的な取り組みを見ていただくのと一緒に、また、大変な中で暮らされている皆さんの実情をぜひ視察していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○羽田国務大臣 就任させていただいて以来、現場主義というのを貫いてきているつもりでありまして、今、被災地等を見させていた、だいておりますが、しっかりと時間がとれるときに視察をさせていただきたいと考えております。

○富田委員 終わります。ありがとうございます。

○伴野委員長 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 法案について質問します。

本法案は、都市機能の集約化、いわゆるコンパクトシティー化や公共交通機関の利用促進を通じて、住宅、都市、交通の低炭素化や省エネ化を図ろうとするものであるということについて、この点では当然のことであり、私も賛成します。

そこで、コンパクトシティー化を進めることで、自動車で郊外へ移動する機会が減ったり、さらに、公共交通機関の利用を促進すれば、全体として自動車利用が減り、地球温暖化防止にもつながる、高齢者などが徒歩圏内で生活できるというメリットも生まれる。問題は、この法律をつくることによってどれだけ実効性が確保できるかということにあります。

まちづくりといえば、二〇〇六年につくったまちづくり三法によるコンパクトなまちづくり、歩いて暮らせるまちづくりがあります。今回の法案もコンパクトシティー化などを推進することとなるが、その実現性を確保するには、公共施設や大型施設の郊外立地などを抑制する、こういった点の一定の強制力が必要となると私は考えます。

その点で、まちづくり三法によるコンパクトシティーなどのまちづくりはどうだったのか、今回

の法案でどれだけコンパクトシティー化が進むと考えているのか、お答えいただきたいと思えます。

○羽田国務大臣 都市機能が集約されたコンパクトなまちづくりを進める観点から、平成十八年に、都市計画法等を改正し、大規模集客施設の立地に当たって都市計画手続を経ることとする等の措置を講じたところであります。その結果、都市計画手続を経ることとされたエリアへの立地件数は減少している、こういうふうと考えております。

一方、都市の低炭素化などのまちづくりは、都市計画による土地利用規制だけではなくて、誘導施策とセットで推進することが重要と考えております。

このため、都市計画法等を適正に運用しつつ、民間等の諸活動を低炭素化へと向けるため、その投資活動にインセンティブを付与して誘導していくこととさせていただいております。

○穀田委員 いい話をとんとんと二つほど言っていましたけれども、私、まちづくりというと、どうも、長年の自民党政権のもとで無秩序な開発が進む、その結果、郊外へのスプロール化が進むということなんかを目の当たりにしてまいりました。結局、そのため、自民党政権下でも、郊外立地の規制強化、今言ったような中心市街地活性化策など、コンパクトなまちづくりをさらに促進するために、今言った動きを進めてきたわけですね。

私は、現実を見ていて、さしてうまくいっていると思えないんですね。やはりその反省がないのがちよつと気になる。要するに、影の部分、負の部分といえますか、そういうことに對するちゃんとした見地がないとやはりうまくいかぬんじゃないかと私は率直に言っています。

その上で、法案では、集約都市開発事業の対象物を、病院や福祉施設、マンション等、多数の方が利用する建築物として規定していることから、同事業を実施する民間事業者は、結局のところ、

大手不動産、それから大手デベロッパーなどが中心になることが予想されます。そのため、実際の事業実施においては、大規模再開発事業となるケースが考えられる。その点はある程度得るのかということが一つ。

それから、これまでも、大規模の開発事業というのは、大手開発業者の言いなりで、住民の意向を軽視するなど、住民参加が徹底されない事例が多くありました。この点の懸念についてはどのような対策を考えておられるのか、お示しいただきたい。

○羽田国務大臣 集約都市開発事業は、都市の拠点となる区域に病院、福祉施設、共同住宅などのさまざまな都市機能を集約する目的で、民間事業者が市町村長の認定を受け、多数の者が利用する建築物などを整備する事業であります。

事業の認定に当たっては、整備される建築物の省エネルギー性能や都市機能の集約によるCO₂の排出量削減効果などについて判断することとさせていただいております。

したがって、事業規模ではなくて省エネルギー及び都市機能の集約という観点に着目して都市の低炭素化を図る事業であることから、大規模開発も排除されるものではないというふうに考えております。

○穀田委員 要するに、大規模開発事業を排除するものではないと。

問題は、今言いましたけれども、結局、二つ目の住民参加という問題なんですよ。省の説明でも、結局のところ、規模の大小と違って低炭素かどうかという話に着目する。これだけと云ったら叱られちゃうけれども、そういうものだけに進まない問題がある。それは、無秩序な開発が進められてきたこの間の一連の経過があった、現場では相変わらず住民の意思を反映しない実態が見受けられる。ですから、低炭素の誘導も必要だけれども、住民参加がポイントだ、見る角度がもう一つ要るんじゃないかということを私は言っているわけです。その点は答えはなかった

けれども、そこは強調しておきたいと思えます。それと、低炭素住宅という話が先ほどもしきりにありました。しかし、住宅取得が可能な所得以上の住民が結果としては対象になるわけですね。今、どれほどあるかという問題があります。民間事業者が主導する開発事業であれば、低所得者を対象としないまちづくりになる可能性もある。先ほど規模の話がありました。私は、中身の問題でそういう点に懸念がある。したがって、低家賃の民間賃貸などは存在が困難になるという懸念もある。

したがって、低炭素まちづくり計画においては、低所得者や高齢者、障害者の居住を可能とする施策もきちんと盛り込むべきではないかと思うが、いかがでしょうか。

○羽田国務大臣 低炭素まちづくり計画は、まちづくりの主体となる市町村が創意工夫を生かし、地域の実情に応じて策定するものであります。

このために、必要に応じて、公的住宅の省エネ水準を高めることや、公営住宅と保育所や高齢者施設などの合築を進めることなどについても、低炭素まちづくり計画に位置づけることは可能でございます。

このように、住宅セーフティネット施策とも連携をとりながら都市の低炭素化を図ることは重要と考えさせていただいております。

○穀田委員 そう言うこと必ず、セーフティネットと、新しくつけ加えるわけじゃないけれども言うんですが、私は、それだったら、例えば民間の賃貸家主にそれこそ低炭素のリフォーム支援を行うことなどを具体化するという具体的な方策があればそれはなかなかしんどいのでつせということを一言言っておきますし、そういうこともきちんとやるべきだということを提案しておきたいと思えます。

次に、URの問題について私も質問します。やはり、まちづくりということを考えると、結局のところ、住民の住まいということ抜きには考えられない。とりわけ高齢者や低所得者等の住

宅の確保については、憲法二十五条の生存権規定や、公営住宅法にこう書いています。「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し」、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸すること」ということを書いていて、国や地方自治体に義務づけています。

そこで、最近五年間、二〇〇五年から一〇年の公営住宅、UR住宅、公社住宅の管理戸数の推移、応募倍率はどうなっているか、報告いただきしたいと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

二〇〇五年と二〇一〇年の二点ということでございます。

まず、公営住宅につきましては、二〇〇五年時点での管理戸数が二百九十九万八千七百七十五戸、二〇一〇年が二百七十七万六千四百四十九戸、UR賃貸住宅につきましては、二〇〇五年が七十六万七千三百六十二戸、二〇一〇年が七十六万五千五百一十一戸、公社住宅につきましては、二〇〇五年が十八万三千三百二十九戸、二〇一〇年が十七万九千二百九十八戸でございます。

応募倍率につきましては地域ごとにより差がございますが、公営住宅につきましては、全国的に見まして、二〇〇五年が九・九倍、二〇一〇年が八・九倍という数字となっております。

○穀田委員 今報告がありましたように、最近五年間を見ますと、公営住宅、UR住宅の報告がありました。公営は二万一千余り、URが七千二百余、公社は四千戸減ということで、合計三万二千戸が減っているわけですね。

それで、地域別に見ると、大阪が多くて八千二百戸、兵庫県が五千七百戸、愛知県が二千六百戸というふうなそれぞれ削減されて、今、応募倍率は、全体はありましたけれども、ちょっと問題なのは、公営住宅の応募倍率が高い大都市で、今言った住宅の戸数が減っている。倍率でいいですと、東京都の二十九・八倍を筆頭に、大阪府は十七・六倍、千葉は十三・五倍、神奈川は十三・二倍など、つまり、高齢化と貧困化が進む中で入

居応募が増加しているわけでありまして。この実態をまず押さえる必要があらぬ。

そこで、やはり、公営住宅を初め公的賃貸住宅の提供戸数が減っていること自体が私は問題だと考えています。これは国や地方自治体の責任放棄になると私は考えているんですね。

公営住宅を所管する地方自治体が、財政難を理由に新規建設をやめたり供給を抑制したりしている。それに対して国交省が何にも言わない。それどころか、所管するUR、都市再生機構についても、二〇〇七年に、十年間で約八万戸の既存住宅を削減するというUR賃貸住宅ストック再生・再編方針を策定して推進しています。そうなれば、当然これは減るわけですね。

だから、希望者や対象者がふえているにもかかわらずこういう公的賃貸住宅の供給が減っていること自体が問題だということに大臣は思いませんか。

○羽田国務大臣 UR賃貸住宅ストック再生・再編方針は、少子高齢化、人口、世帯減少社会の到来といった社会構造の変化や、市場ニーズとのミスマッチによる需要の低下など事業環境の変化に対応しつつ、URの経営の健全性を確保する観点から、地域及び団地ごとの特性に応じて再生、再編を行っていくこととしております。

その中では、入居者の方々の高齢化、低所得化が進んでいるという現状や、住宅セーフティーネットとしての役割を考慮し、居住者の居住の安定の確保に十分配慮しながら事業を進めていきたいというふうな考えております。

○穀田委員 先ほど来、最後は居住の安定と言うんだけれども、方針の決定自体が、減らすということを決めていることが問題があるんですね。先ほど中塚副大臣からお話ありましたように、このあり方の基本的な方向性については、夏と言わうから、まあ、八月中なんでしょう。会長の会見は、八月中には大体そういう方向を出したいと言っているから、そういうふうに見ていいんですね。

○中塚副大臣 夏までに結論を得るということになっております。

○穀田委員 夏までにと。会長自身は八月中にと言っていますから、そういうことなんでしょう。夏というのはそういうことで理解する。

そこで、三月に、「都市再生機構の在り方の基本的な方向性」という文書の中で、「政策的な対応が必要な分野と、収益改善が期待できる分野を区分」としています。

まずここで聞きたいんですけども、この「政策的な対応が必要な分野」というのはどういう分野かというのが一つ。

二つ目に、「政策的な対応が必要な分野については、これに必要なコストを明確にしつつ、国や地方公共団体等の関係者との役割分担を踏まえ、機構が担うべき内容を整理する」としています。では、URの七十六万戸の賃貸住宅についていえるようなことを指すのか。

三つ目、「実態に即した居住の安定の確保」、これは一貫して言っているわけですが、低所得者や高齢者をはじめとした居住者の居住の安定をどのように図っていくか、その実態を踏まえて丁寧に検討」としているけれども、その検討内容はどんなふうになっているのかということ。

以上、簡潔にお答えいただきました。

○中塚副大臣 まず、政策的に対応が必要な分野についてでありますけれども、低所得者の方やあるいは高齢者を初めとした皆さん方の居住の安定を図るということでございます。

今、都市再生機構が抱えているいろいろな課題がございます。高齢化、人口減少、それと、多額の債務を今後どのように削減し、返済していくのかといった問題がございます。そのために、今申し上げた機構の役割、政策的に対応が必要な分野もございまして。他方、企業的な経営手法を活用した事業運営によつて収益が改善できる分野というのもございます。そういった機能を明確にした上で、さつき申し上げた、課題を解決するためにどのような制度と組織が望ましいのかということについて今議論をしているということであります。

○穀田委員 組織のあり方論と違つて、要するに、あなた方は、低所得者や高齢者を初めとした居住者の居住の安定をどのように図っていくかということ踏まえて、実態を踏まえて丁寧に検討すると言っているわけじゃないですか。その中身がさっぱり聞かえてくれへんわけやね、副大臣の話だと。

だから、私は、本来、公的立場から運営する、住んでいる人たちの、住民の生活に配慮することを、いろいろな形はあつたとしても引き継ぐということが基本でなければならぬと思つております。

すぐ多額の債務というふうにならず言うんだけれども、では聞きますけれども、機構は現時点で十四兆円に上る多額の負債を抱えておりと、必ず言うんですね。そして、業務運営の透明性や効率性の向上を図るなど、経営改善の抜本的な取り組みが必要としているわけけれども、では、現時点で機構は債務超過に陥つてはいるんですか、その一点だけちょっと。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。平成二十三年度末時点での機構の財務ですが、資産が約十四兆七千億円、負債が約十三兆九千億円でございますので、資産が負債を上回つており、債務超過ではございません。

ただ、繰越欠損金が別途二千六百億円あるというのと、負債の規模を考えると、金利変動によるリスクを抱えていることは事実だと思つております。

○穀田委員 要するに、債務超過に陥つていないということとははつきりしているということなんですよ。もともとこの負債というのは、今すぐ返済することになっていないんですよ。借り入れ契約の内容自身が、長期の返済期限のもとでこつこつ返していけばいいという内容のはずなんです。したがって、私は、多額の負債を理由に賃貸住宅を削

減、再編したり、大幅に縮減するという整理合理化計画の根本を直さなければならぬと思っています。

そこでもう一つ、収益改善が期待できる分野は、賃貸住宅経営に限って言えば、高額家賃の住宅を指すと考えていいのか。そうすると、家賃が十五万円を超えるような高額家賃住宅は民間に売却あるいは民営化し、低所得者、高齢者が多く住む賃貸住宅についてはその実態に即して公営住宅にするということも一つの方法であるわけだけれども、そのようなことも視野に入れているということなのか。その点についてはどうなんですか。

○中塚副大臣 まず、先ほど御答弁しましたが、大前提として、居住の安定ということは最優先事項であります。その上で、高額賃貸物件等について先生からのお尋ねですけれども、まさに今、そのための手法はどういったものがあるかということを検討しておるわけでありまして、

私自身、調査会に出席をいたしておりますが、それこそ、これから企業的な手法で収益がたくさん期待できるようなところについては、それは、家賃が幾ら以上とか以下とかいうのはこれからいろいろ議論はしていかなきゃいかぬと思うんですけれども、そういった部分については企業的な手法を導入してはいかぬかと。

そして、先ほどお尋ねのありました政策的対応の必要な部分については、これは今までどおりしっかりとやっていかなきゃいかぬだろう。

そういった議論が行われているということだけ申し上げておきます。

○穀田委員 それでは余り方向性がはっきりしないんですね。

私は、この問題の根本に、確かに口を開けば居住の安定を最優先とは言うんですけれども、では、閣議決定であるところのそういう分割・再編、スリム化、会社化という方針があって、中塚副大臣は必ずそれが大前提だと言ったけれども、その方針の前提になっている方向性については閣議決定なんですよ、そうはいっても。だから、

閣議決定の中にある分割・再編、スリム化、そして再編方針での減らしていくという根本がやはり今問題になっていることをあえて言わせていただきたいと思います。

それで、公団自治協が要望書を提出してあります。超党派の国会議員も、きょうも要請するし、この間も要請しています。

内容は、一、UR賃貸は、特殊会社化するのはなく、今後とも政府が直接関与する公共住宅として継続してください。二、UR賃貸は住宅セーフティーネット法で位置づけられており、都市機構法附帯決議などこれまでの国会決議を十分踏まえて、居住者の居住の安定策を講じてください。三、公共住宅の役割を明確にするとともに、民間、公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立してください。こういう要望が出されている。

私は、これは、今お話がありましたけれども、ごく当たり前のことを言っている。そして、居住の安定が最優先ということであれば、こういう声に答える必要があるんじゃないかと思うんですが、大臣の見解をお聞きしたい。

○羽田国務大臣 先ほどとお答えは一緒になってしまいうわけでありまして、要請をいただいていることは承知しております。

UR賃貸住宅は、住宅セーフティーネット法において、住宅セーフティーネットの一翼を担う公的賃貸住宅として位置づけられており、その役割を果たしていくことが必要であると考えております。

その上で、本年一月に閣議決定された独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針においても、居住者の居住の安定の維持等の必要性を踏まえることが定められていることから、国土交通省といたしまして、内閣府に対して、居住者の居住の安定の確保の必要性を十分踏まえるように求めているところであります。

○穀田委員 何度も言いますように、居住の安定というのは最低限の話なんですよ。それは、誰

だって今住んでいるところについて安定するのは当たり前なんですよ。

その点では、先ほどお話がありましたけれども、現実にはどんな事態が起こっているか。低所得者がふえている、そして高齢化が進んでいる。こういうもとで、本当にこの方針をつくることすれば、わざわざ今大臣は、住宅セーフティーネット法で位置づけられている話もしたわけですよ。この位置づけられている内容をちゃんと実行してください、こう言っているわけなんです。何も違う話をしようというんじゃないんですよ。そこで位置づけられているんじゃないの。しかも、やはり特殊会社化するとすれば、そういう方向性のいわば土台を突き崩すことになる。だから、やめておけとみんな言っているわけじゃないですか。

しかも、そのことについて根拠となっている債務が多いという話も、それは別に債務超過じゃないじゃないか、もともと金を借りるときも、順番に返していっていいという約束があったじゃないかと。そういう諸般の事情から見てもおかしいじゃないかと。言っているわけですよ。最後に一言。

○羽田国務大臣 言われている趣旨はよく理解したというふうに思います。

○穀田委員 終わります。

○伴野委員長 次に、中島隆利君。

○中島(隆)委員 社会民主党の中島隆利でございます。

提案されている都市の低炭素化促進法ですが、二酸化炭素の相当部分が都市部から発生している中、都市部におけるCO₂削減や省エネを進めていくこと自体に異論はありませんが、疑問点の点を含めまして少し質問をさせていただきます。

最初に、本法案における低炭素建築物の認定や低炭素まちづくりの対象となる地域ですが、市街化区域及び非線引き都市計画区域内と定められているものと承知いたします。そうしますと、人口でいうと約九千九百万人で、総人口の約七十七%

カバーするわけでありまして、国土の面積ではわずか五%にすぎません。

なぜ今回の法案に示された主要な施策の対象範囲を市街化区域と非線引き都市計画区域としたのか、この根拠を示していただきたいと思っております。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

我が国におきます二〇一〇年度のCO₂の排出量を見ますと、総排出量の五割以上を家庭部門やオフィス等の業務部門と運輸部門が占めております。そして、これらの部門の主たる活動の場は、たゞいまも御指摘いただきましたが、総人口の約八割が居住いたします市街化区域等でございます。市街化区域等はCO₂の排出量の割合が高いエリアというふうに言えると思っております。

このため、市街化区域等に関連して発生するCO₂発生の抑制を図ろうということで、具体的に、郊外とのアクセスも含めた公共交通網と一体となった、市街化区域等への一定の都市機能の集約や、市街化区域等における未利用エネルギーの利用の促進などを進めるということから、今回の法案の提出をさせていただいておるところでございます。今申し上げたような趣旨から、その対象区域も市街化区域等に限っておるところでございます。

○中島(隆)委員 なぜこのような質問をしたのかといいますと、CO₂が都市部で多く発生していることはわかるんですが、低炭素化という側面と同時に、市街地の中心部の活性化と開発、いわゆるコンパクトシティ化が大きな目的であるというふうにも思いますが、大店舗が郊外に進出するなど都市部が間延びしたり、あるいは逆に、市街地が空洞化している現象が見られるのは事実であります。

市街地の利便性を図る、いわゆるコンパクトシティ化が求められていること自体は否定しませんが、他方では、市街地を中心とした再開発は、都市郊外の利便性を低めたり、あるいは市街化区域に入らないような地方部との格差が拡大

するのではないかと懸念があります。

例えば、今回の法案で減税対象となる低炭素化住宅でも、同じ住宅をつくっても、市街化区域外であれば減税の対象にならない。低炭素化の促進で機能が集約をされ、利便性が高まる都市部と、郊外、さらには市街化区域にも入らない地方部との格差が拡大するのではないかと懸念があります。

どのように対応するお考えなのか、この点についてお尋ねをいたします。

○津島大臣政務官 お答えを申し上げます。

この法案は、公共交通網と一体となりまして、住まいの身近なところに医療や福祉、公共施設などがあるコンパクトシティの形成を目指すものであります。

都市機能の集約化をどのように進めていくかにつきましては、各地域の実情に鑑みまして市町村が判断することとなります。市街地外の集落等で日常生活に必要な診療所や保育園等の施設まで一律に市街地の中心部に集約するということを狙ったものではありません。

都市機能の集約化とあわせまして、公共交通機関の利便の確保を図り、地域全体として持続可能なまちづくりに取り組んでまいる所存であります。

○中島(隆)委員 今回の低炭素化は税制を含めた対応でありまして、郊外に建てた住宅等は対象外と。これまで住宅エコポイントでは、昨年までは全地域的にあったわけですが、これがなくなるといことですので、後ほどコンパクトシティ等についてはお尋ねいたしますが、郊外の仕組みづくり、郊外に対するそういう対応については、当然今後必要ではないかというふうに思っております。

次の質問に移ります。

今回の法案に盛り込まれた施策で、例えば所得税減税の対象となる民間の低炭素住宅ですが、どの程度の需要といえますか実績を見込んでおられ

るのか、あるいは低炭素まちづくり計画を策定するであろう自治体数がどの程度の見込みなのか、計画策定を促進するために国交省としてはどのような手だてを講じていかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○川本政府参考人 まず、前段の低炭素建築物の見込みにつきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

低炭素建築物、これがあとどれくらい認定が見込まれるのかという御質問でございます。

全体で見まして、省エネについての国民の理解というのはいくぶん進んでまいりまして、毎年建築する住宅の中でも、いわゆるトップランナー基準に相当するような住宅の戸数もかなりふえてまいりました。

私ども、今回の法案によりまして税制上の支援によりましてインセンティブ、これによる効果も見込んでおりまして、法施行後数年ぐらいで大体都市部の住宅・建築物の新築着工の二割程度がこういった基準を満たすような住宅になってくるということを目指したいというふうに考えております。

○加藤政府参考人 後段の低炭素まちづくり計画はどのくらい策定される見込みであるかというお尋ねでございますが、それにつきまして御答弁をさせていただきます。

これは、今後、各地域においてどういう取り組みをされるかということにかかっておるわけでございますが、一つの指標として挙げられると思うので、それを申し述べたいと思います。

現在、各市町村では、都市計画に關します基本的な方針というのを持っております。この基本的な方針を洗い出してみますと、全国のほぼ半数の市町村で、その方針の中にコンパクトシティですとか集約型都市構造化といったことを位置づけております。あるいは、今後位置づけることを予定しているということもございます。

一方、先進的に具体的な取り組みをされているところもございます。例えば、医療等と住宅が集

約された再開発ですとか、都市におけるエネルギーの面的利用を進める事業ですとか、まちづくりと都市交通が一体となった取り組みといった、低炭素都市づくりに向けた新たな取り組みとして、全国のおおむね百都市ほどで進められるというふうに見込んでおるところでございます。

こうした先進的な市町村を中心といたしまして、積極的にこの計画制度が活用されるように、国としても周知並びに支援に努めていきたいというふうにご考えております。

○中島(隆)委員 次に伺いたいと思いますが、低炭素化を進めるということでは、現状では電力エネルギー総量で四割を占めているわけですが、再生可能エネルギーをいかに普及させていくかが大変重要だと思います。既に二〇〇九年十一月から余剰電力の買い取り制度が実施をされ、七月から固定価格買い取り制度が実施をされました。

そこで、所管の経済産業省にお伺いいたしますが、七月から実施された固定価格買い取り制度の申請状況はどのようになっているのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。あわせて、今後、固定価格買い取り制度の利用はどのように推移をしていくのか、その見込みを含めてお尋ねをいたしたいと思います。

○柳澤副大臣 お答えさせていただきます。

御承知のように、今月一日より開始された固定価格買い取り制度で再生可能エネルギーによる電気を発電するために、事前に、発電設備が本法で定める要件に適合しているか、経済産業大臣が認定をすることになっております。

七月二十五日時点において、主として住宅に設置される十キロワット未満の太陽光発電を含めた総数は二万四千七百六十四件、十キロワット未満の太陽光発電を除いた数は八百六十四件、出力にして合計約四十一万キロワットの設備が認定をされているところでございます。

こうした認定を受けた案件を含め、市場では、固定価格買い取り制度の導入を機にさまざまな事

業化プランの検討が進んでいると承知をいたしております。政府の試算では、本年度だけでも、設備容量ベースで二百五十万キロワット程度の再生可能エネルギーの導入拡大が進むと見込んでおります。

なお、経済産業省といたしましては、固定価格買い取り制度だけではなく、立地に関する規制の見直しや研究開発支援、再生可能エネルギー発電設備の設置に際しての税制優遇など、政策を総動員して再生可能エネルギーの導入拡大に全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

○中島(隆)委員 今の現状、申請数だけでも、太陽光十キロ未満でも四十一万キロ、今後の予想では二百五十万キロまで達すると。二百五十万キロというと原発三基分ぐらいに当たる数字で、法律が施行されただけでこんな申請が出ています、こういう状況です。

そこで、私、これは希望で申し上げておきたいんですが、今、エネルギー基本政策の見直しが始まっています。国民的な議論が始まっているんですが、再生可能エネルギー促進法を具体的に進めるためには、やはり早く数値目標を出して具体的な推進をすべきだということに思っております。

先ほど副大臣の決意もございましたので、ぜひそういう強い取り組みを進めていただきたいと思います。

最後に、低炭素化という考えでございますが、民間の家庭を想定しますと太陽光パネルの普及が最も現実的だと思いますが、補助金を充実させるなど再生可能エネルギーの利用を促進させていく一つの鍵は、スマートグリッドの利用を含めたスマートシティあるいはスマートコミュニティという新しいまちづくりが不可欠だということに思っています。

地域分散型の再生可能エネルギーや蓄電池の導入を促進していくことで、低炭素化の促進と同時に、エネルギーの効率利用によって省エネ化を促進し、電力需給逼迫の懸念にも応えられる、こういうふうに思います。次世代に向けたこのス

マートンティー等の促進を図ることについて、このことについてはどうか、お伺いいたします。

○羽田国務大臣 再生可能エネルギーの利用促進は、低炭素・循環型社会を構築する上で重要な課題と考えており、本法案においても、太陽光パネルなどを設置するための公共施設の活用に関する措置を盛り込んでいくところであります。

また、御指摘のスマートコミュニティは、エネルギーの需給の管理と効率的利用を目的としたものであり、都市の低炭素化の促進を目的とする本法案と同じ方向を目指すものと考えております。

本法案は、経済産業省と共管で提出しているものであり、本法案に基づく都市の低炭素化の促進に当たっては、再生可能エネルギーの利用促進やスマートコミュニティの推進にも資するよう、引き続き、経済産業省など関係省庁と十分連携を図りながら、施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

○中島隆委員 時間が参りましたが、先ほど冒頭でも大臣の御答弁がありました。低炭素社会は、国土交通省だけでなく、環境省、経済産業省、関係機関との十分な連携で実効ある促進をさせていただきたいと思えます。

終わります。

○伴野委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。

都市の低炭素化の促進に関する法律案は、認定低炭素住宅に関する住宅ローン減税の優遇や、蓄電池や蓄熱槽の容積率不算入を定める、これにより、環境性能の高い、いわゆるエコ住宅等の普及を進めよう、こういう目的であります。

同様の目的で行われた事業として、エコカー減税、エコカー補助金というのがあります。

環境省から横光先生にお見えをいた、だいていまして、エコカー減税、エコカー補助金は、ハイブリッドカー等環境性能の高い自動車への買

いかえに優遇措置を講じるものであります。物づく人気があって、一兆円近く予算枠が使い切られている。しかし、これは、大変人気があったのはいいんですけども、CO₂排出量の削減という政策目標に寄与したのか。そもそも、そのような観点からの調査はしているのか、お伺いしたいと思います。

○横光副大臣 お答えいたします。

今お尋ねのエコカー減税、またエコカー補助金、これがほぼ同時期に実施されたわけですが、その時期が、平成二十一年度からでございます。この平成二十一年度以降、新車販売に占める次世代自動車の割合が約三％から約一％へと四倍近く、大幅に向上いたしております。また、新車乗用車の平均燃費も向上率が上昇しております。エコカー減税等により、環境性能にすぐれた自動車の普及が大きく促進されております。

そして、今お尋ねのCO₂の件でございますが、対象車種、今回は乗用車に限定したわけですが、この対象車種と走行距離など、一定の仮定を設定した上で環境省が試算をいたしました。その結果、エコカー減税等が実施されました平成二十一年度から二年間、二十一年、二十二年の二年間で、約百万トンのCO₂削減効果があつたと計上しております。

以上です。

○柿澤委員 先日、経産委員会で、我が党の山内康一議員が枝野経産大臣にお尋ねをしたときには、実はこれは、政策効果よりも経済的な、景気対策として行われたものなんだ、こういう答弁があつて、余りにも率直な答弁だったので驚いてしまった、こういう経過があつたんですが、きょうは試算の数字をお答えいただきました。

何が言いたいのかというと、やみくもに景気対策のような形で、例えば住宅投資をふやそうという目的でエコ住宅の推進をやる、結局、都市の低炭素化という政策目標そのものがどこかに行つてしまふ。その意味で、認定低炭素住宅の環境性能をきちんと精査して認定することが私は大事だと

思います。その認定を行うことになっている地方自治体なんですから、しかし、そのようなノウハウがあるとはとても思えません。

認定低炭素住宅の認定基準というのは、一体どのようなプロセスを経てつくるんでしょうか。

ドイツではパッシブハウス研究所が、一平米当たりの年間エネルギー量として、冷暖房負荷が各十五キロワットアワー以下、一次エネルギー消費量百二十キロワットアワー以下、気密性能として、五十パスカルの加圧時の漏気回数〇・六回以下、こういう基準をつくって、審査して認定証を出すという流れになっております。

同様に、やはり日本でも、民間機関の知見を認定基準の作成や実際の認定に当たって活用する、地方自治体がやればいいということにはならないのではないかと思います。御答弁をお願いしたいと思えます。

○吉田副大臣 委員御指摘のとおり、民間機関の知見も含め、さまざまな研究成果、御意見を賜りながら、認定基準の案の作成に取り組んでいきたいということでございます。

また現状は、認定低炭素住宅の基準づくりにつきましては、本法案の成立後、国土交通省の社会資本整備審議会、経済産業省の総合資源エネルギー調査会、環境省の中央環境審議会におきまして、具体的な内容について御審議いただいた上で基準の案を作成し、パブリックコメントを実施した上で成案を得たいと考えております。

これらの審議会には、建築環境の専門家、民間機関の方にも参画していただき、専門的な立場からの御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○柿澤委員 当初のエコカー減税、エコカー補助金では、エコカーの認定基準が余りにも広くて、従来車とほとんど変わらない車でも補助金、減税の対象になってしまふ、こういうことが言われて、結局、自動車購入を税金で補助しているだけじゃないか、こんなふうに言われた部分もあります。

こうしたことがないように、真に都市の低炭素化に資する、こうした厳しい基準を設けて認定を行っていく、このようにお願いをしたいと思えます。

副大臣、どうもありがとうございました。

次の質問に移ります。

省エネ性能の向上と低炭素住宅の推進には、私は外断熱工法への転換が必要であると思えます。躯体そのものを断熱材ですっぽり覆う外断熱工法は、ヨーロッパでは一般的でありますけれども、日本では、施工コストの高さ等から全く立ちおくれの状態が続いている。内張り断熱が主流の日本は、日本の常識は世界の非常識だ、こういうふうにも言われているわけであります。

しかし、高気密、高断熱によるエネルギー効率の向上、断熱材で躯体を保護することによる建物の長寿命化のためには、日本も外断熱工法をスタンダードにしていくなが必要だと思います。折しも、二〇一一年十一月十五日の参議院の予算委員会で、前田前国交大臣は、これからは「外断熱という方向に行くべきである」と私も考えております。と、大変強い答弁をされております。

外断熱工法の推進が、都市の低炭素化や住宅の省エネ化にもたらす効果についてどのように考えておられるか、大臣、お願いします。

○羽田国務大臣 御指摘の外断熱工法を含め、住宅の断熱化は、冷暖房エネルギーの削減を通じ、都市の低炭素化や住宅の省エネ化に資するものと考えております。

外断熱工法は、断熱効果という点では内断熱工法と差があるわけではないというふうに思いますが、けれども、外気の温度変化による建物の劣化がしにくいという利点があると指摘をされてるところであります。

住宅の省エネ化の推進のためには、消費者、設計者及び施工者が各工法の特徴を十分に理解した上で、個々の建築物の設計条件等に応じて適切な工法を選択することが大切であると考えております。

国土交通省としては、本法案に基づく諸制度を初め各般の施策を動員して、都市の低炭素化、住宅のエネルギー消費の削減及び良質な住宅ストックの形成を図ってまいりたいと考えております。

○柿澤委員 羽田大臣のお地元の話をさせていただきます。

長野県茅野市ですけれども、ある介護施設があります。二〇〇六年に新築をされました。全面外断熱工法です。この外断熱工法の介護施設は七百七十平米あるんですけれども、通常の建物であれば、茅野は寒いところですから、冷暖房費という年間三百万円かかるのが普通だと言われている。しかし、この外断熱で新築された長野県茅野市の介護施設は、何と、初年度から、冷暖房費合わせて三十八万円だというんですね。

三十八万円で驚くじゃないですか。三百万引く三十八万で、二百五十万ぐらい冷暖房費がコストダウンになるわけです。外断熱工法を導入したことによるコストアップ効果は千五百万ぐらいだということですので、大体五、六年でそのイニシャルコストを回収できてしまう、こういうことなわけです。びつくりしていたら、翌年は、何とこの三十八万の冷暖房費が十四万になったというんですよ。三年目は何と八万円ですよ、八万円。ほとんどかからないも同然ということですよ。省エネの取り組みがさらに進んだ結果なんですけれども、こうした形で、まさにエネルギー効率を飛躍的に高める効果があるわけです。

先ほどの御答弁は、最後の部分は、都市の低炭素化を外断熱なども含めて全般的に進めてまいりたいと、何となくよろつとした答弁だったんですけれども、ぜひ前田国交大臣の、これからは「外断熱という方向に行くべきである」と私も考えております。この答弁を現国交大臣として、今の長野県の話の踏まえて引き継ぐ、踏襲する、こういう考え方に立っておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○羽田国務大臣 今、党はかわってしまったわけですが、中村哲治議員もこのことについて

大変研究されておりまして、実は私も一緒に勉強させていたいただいておりました。

しっかりと国交省の中でも検討をさせていただきたいと思ひます。

○柿澤委員 検討させていただきたいという言葉にもう一步踏み込みたいところもあるんですが、あと二問ありますので、進みたいと思ひます。

こういう大臣答弁が出てくるにもかかわらず、しかも都市の低炭素化が重要な政策目標になっているにもかかわらず、それは全く矛盾するようになっていくわけですね。現在、築三十年を超えたURマンションの、例えば多摩ニュータウン、あるいは全国で建てかえが行われていますけれども、実はこのほとんどが従来どおりの、内張り断熱の工法で行われているんです。これは一体どういうわけですか。

大規模修繕時に外断熱改修を行うとともに、建てかえ時に外断熱工法の採用を推進するための、そういう政策誘導を行っていくべきだと思ひます。また、こういうURのようなところは、やはりそうしたことを率先して取り入れていくべきだと思ひます。御見解をお願いしたいと思ひます。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほど大臣からお答えを申し上げましたように、先生御指摘のように、外断熱工法は、一度暖まると冷めにくいという利点がございます。それから、外気の温度変化が躯体に伝わりにくいのので、建物が劣化しにくいという利点もある。その一方で、これは先生も御指摘ありましたように、施工が複雑で割高になるという問題もござい

ます。URの問題について言いますと、個別にどうなっているのか全て承知しておるわけではございませんが、建築コストが高くなるということになれば、その分を家賃という形で入居者にお支払いをいただくかなきゃならぬ、恐らくは、そういった家賃負担が可能であるかどうかというようなことも含めて検討しているのではないかと思っております。

ます。

ただ、いずれにしても、断熱工法の利点、それからそれに伴う問題点というものも個別に踏まえまして、各施工者で適切に断熱工法の選択ができるように、私どもも検討してまいりたいと考えております。

○柿澤委員 これは、言っていることややっていることがやはり違うんじゃないかというふうに思っています。

もう一つ、マンション住民の多くは、十五年ぐらいに一度大規模修繕工事が訪れて、それに組みながら、住民の古いと建物の古い、老朽化に直面をしているわけです。建物の省エネ性能の向上と快適性を実現しようということで、外断熱改修に取り組み管理組合が民間でもふえています。外断熱改修に有用なのは、躯体の省エネ改修を補助する建築物省エネ改修補助金、こういうものがあります。しかし、これが、住宅エコポイントがあるからということで事務所ビルだけが対象になっていて、住宅が対象になっていない。この非住宅しか対象になっていない建築物省エネ改修補助金を、戸建て、共同住宅にかかわらず、住宅をも対象にすべきではないかと考えます。これが政策誘導の一つになると思ひますけれども、御見解をお願いしたいと思ひます。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

先生御指摘のように、建築物省エネ改修補助金、これは非住宅を対象にしたものでござい

ます。この理由は、住宅につきましては、国民に住宅の省エネ化の推進についてできるだけ幅広く理解をしていただきたい、そういったことで、自主的な取り組みを促すという観点から、住宅エコポイントや税制等におきましては、例えば窓の改修のみでもある程度の効果は得られるだろうということで対象にして、エコポイントで補助をする、あるいは税制上の優遇措置を講ずるということで省エネ改修を促してまいりましたものでござい

ます。一方で、非住宅の建築物、こちらは事業用の建物が大半になります。したがって、躯体の改修などによりまして一〇%以上の省エネ効果がある場合に限りという条件をつけて支援を行っているところがございます。住宅の場合には、そういった細かなといましようか厳しい要件というものをはめずに、いろいろやってまいりましたという差があるところでございます。

ただ、いずれにしても、住宅、非住宅、それぞれの特性に応じて省エネ改修を進めていただかなきゃいかぬというのは御指摘のとおりでございます。適切な支援措置を用意していかなくいかぬということで、今後も、住宅・建築物の改修についての支援措置は、その充実について検討してまいりたいと考えております。

○吉田（お）副大臣 柿澤議員の御指摘等々を含めまして、私どもいたしましては省エネ改修を促進しているところでございます。

今お話ございました税制、助成制度など、今後は外断熱工法による高断熱化を含めて、既存の建築物の省エネルギー性能の向上に對し、関係省庁とも連携して、引き続き支援制度の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

外断熱工法につきましては、その利点などについて国民に対する啓発を進め、適切な工法が選択されるよう努めてまいりたい、そういうふう

に考えているところでございます。

○柿澤委員 時間が参りましたので終わります。が、躯体の断熱、省エネ改修、こうした点に着目したこの補助金を、住宅に対象を広げるからこそ意味合いが出てくるんだということを強調して、終わりたいと思ひます。

○伴野委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○伴野委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

都市の低炭素化の促進に関する法律案について

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伴野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伴野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伴野委員長 次に、内閣提出、海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣羽田雄一郎君。

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○羽田国務大臣 ただいま議題となりました海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

四方を海に囲まれ、諸外国と海を介して接している我が国にとりまして、周辺海域における海上の安全及び治安を確保することは極めて重要であります。

このため、海上の安全及び治安の確保を任務とする海上保安庁においては、我が国の法令に違反する行為に対し、適切かつ厳正に対処すべく、従来より巡視船艇、航空機の整備や要員等の拡充に取り組んできているところでありますが、我が国

周辺海域における外国船舶による領有権主張活動の活発化等、近年の情勢の変化に鑑み、海上保安官等の執行権限についても、その充実強化を図ることが必要となっております。

このような趣旨から、このたび、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、警察官が速やかに犯罪に対処することが困難である遠方離島における犯罪について、海上保安官等が対処することができるようになるとともに、そのために必要な職務執行権限を付与することとしております。

第二に、現在、船舶の乗組員及び旅客に対して認められている海上保安官の質問権について、船舶の所有者等のほか、海上の安全及び治安の確保上重要な事項を知っていると認められる者もその対象者に加えることとしております。

第三に、近年の情勢の変化に対応して、領海や排他的経済水域において海上保安庁が行っている警備業務について、海上保安庁の任務及び所掌事務として明確化することとしております。

第四に、領海において停留等を行うやむを得ない理由が明らかにない外国船舶があるときは、海上保安庁長官は、立入検査を経ることなく、当該船舶の船長等に対し領海から退去することを命ずることができることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。
以上が、この法律案を提案する理由です。
この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○伴野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○伴野委員長 この際、委員派遣承認申請に関する件についてお諮りいたします。

本案審査の参考に資するため、来る三十一日火曜日から八月一日水曜日まで二日間、沖縄県に

委員を派遣したいと存じます。
つきましては、議長に対し、委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伴野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

なお、派遣委員の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伴野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

今回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十五分散会

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案
海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案

（海上保安庁法の一部改正）
第一条 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「防止」の下に「海上における船舶の航行の秩序の維持」を加える。

第五条中第二十九号を第三十一号とし、第十四号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 海上における犯罪の予防及び鎮圧に関すること。

第五条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。

第十七条第一項中「旅客の下に」並びに船舶の所有者若しくは賃借人又は用船者その他海上

の安全及び治安の確保を図るため重要と認める事項について知つていると認められる者」を加える。

第三章中第二十八号の二を第二十八号の三とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

第二十八号の二 海上保安官及び海上保安官補は、本土から遠隔の地にあることその他の理由により警察官が速やかに犯罪に対処することが困難であるものとして海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島において、海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該離島における犯罪に対処することができる。

警察官職務執行法第二条、第五条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の規定による海上保安官及び海上保安官補の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二条第二項中「警察署、派出所又は駐在所」とあるのは「海上保安庁の施設、船舶又は航空機」と、同条第三項中「警察署、派出所若しくは駐在所」とあるのは「海上保安庁の施設、船舶若しくは航空機」と読み替えるものとする。

第三十一条に次の一項を加える。
海上保安官及び海上保安官補は、第二十八条の二第一項に規定する場合において、同項の離島における犯罪について、海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。

第三十三条の二中「第五条第二十六号」を「第五条第二十八号」に改める。
（領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部改正）

第二条 領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
目次中「第七条」を「第八条」に、「第八条」第十條を「第九条」第十一條に、「第十一條」第

十二条」を「第十二条・第十三条」に改める。

第十二条を第十三条とする。

第十一条中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第十二条とする。

第三章中第十条を第十一条とする。

第九条中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条中「前条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 海上保安庁長官は、前条の勧告を受けた船長等が当該勧告に従わない場合であつて、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができる。

第二章中第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(外国船舶に対する勧告)

第七条 海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶と認められる船舶があり、当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が第四条第一項の規定に違反していることが明らかであると認められるときは、当該船長等に対し、領海等において当該船舶に停留等を伴わない航行をさせるべきことを勧告することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部改正)

2 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第五条第十七号」を「第五条

第十九号」に改める。

理 由

我が国周辺海域における情勢の変化等に対応して、海上保安官等が一定の離島における犯罪に対処できることとするとともに、領海等において停留等を伴う航行を行うやむを得ない理由がないことが明らかであると認められる外国船舶に対し、立入検査を行わずに勧告及び退去命令を行うことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。